

第4章 「自立幻想」と日本の防衛

☆ この章では、安保条約に基づいた日米関係において、日本が果たして自律的・主体的判断を下すことがどこまでできるのか、逆に本当にアメリカに不平等感を感じなければならないのかを検討していきます。

その上で筆者は、アメリカ追随による集団的自衛権の必要性はないことを導き出しています。

また、中には具体的な戦闘機や兵器の単語を使ったり、よりリアルな日本の危機状況について述べられており集団的自衛権の論点に対する本旨とは少し外れる部分がありますがその部分はその都度★マークをつけて詳しく説明しておくので、ゼミ当日の説明からは省きます。

1、ブレア外交の「総括」(P108～P111)

◎ 日米同盟における双務性・対等性(P108～P109)

安部晋三元首相は、日米同盟の関係においてより重要な価値観のひとつに「日本とアメリカの対等性」を述べている。

端的に言えば、「日本の場合、(戦争参加が可能な英と比べて)現状では集団的自衛権が行使できず、肩を並べて行動することはできません」というものである。

つまりイギリスのように、「同文同族同盟」といわれるより強固で対等な関係をアメリカと気づくことを目標とすべきであると示している。

そこで筆者は、集団的自衛権の行使が本当に日米の対等性に有益なのかを、英米関係を元に検討している。

◎ イラク戦争におけるイギリス・アメリカ(P109L11～P111)

当時イギリスの首相であるブレアは、アメリカのイラク戦争開始に際して、従来の安保理決議1441(イラクの大量破壊兵器完全破棄に関する完全なる申告義務)では不十分と考え第二決議をブッシュ政権に要請したが失敗し、結局アメリカは「イギリス抜きでのイラク戦争」を発表した。

これによって、イギリスはアメリカに「見放された」形になり屈辱を受けたわけであるが、その後もブレア首相はアメリカに次ぐ軍隊をイラクに送り込むことでアメリカとの対等性を示そうとしていた。

これらのブレア政権の外交政策の総括として、王国国際問題研究所所長バルマー＝トーマスは「イギリスが払った軍事・政治・経済的犠牲にもかかわらず、ブッシュ政権に対していかなる重要な意味においても影響力を行使できなかったことである」と結論付けた。つまり、イギリス抜きで戦争遂行も辞さないブッシュ政権に対して、軍事貢献による対等性を導き出すことは根源的に不可能であった。

2、「主体的判断」をめぐる(P112～P117)

◎日本による主体的判断とアメリカから見る日本の主体性の解離性(P112)

安部前首相は集団的自衛権の行使について、『「やる」ことと、「できるようにする」事の間には大きな差があるんです。集団的自衛権を行使するかしないかは、政策的判断です』と述べ、改憲によって集団的自衛権の行使が可能になっても行使するかどうかはあくまで**日本の主体的判断**によるとしている。

一方、筆者は現在の日本がアメリカの意見に抗する主体的判断は事実上不可能であると述べている。

以下はその主な理由である。

◎アメリカの見る日本(P112L12～P117L9)

・アメリカの保守系雑誌「ナショナル・レビュー」において、『小泉政権の下で、アメリカが示す日本の課題のひとつである憲法9条についての改正が前向きな議論となったが、アメリカからすれば集団的自衛権の行使が可能な日本とは対等なパートナーではなく「アメリカがアジアで必要とするような同盟国」へと成り上がるだけの目下のパートナーだ』としている。(P112L12～P113)

・2000年10月に示された「アーミテージ報告」では、「アメリカが傲慢さのない卓越性という意味での指導力」を日本に対する行使の必要性を説いた。また、「イギリスとアメリカの同盟関係は、日米同盟のモデルである」として、公然と憲法改正と集団的自衛権の行使を求めてきた。

また、アーミテージは9・11テロの4日後、日本に対して「ショウ・ザ・フラッグ」(日本の旗を示せ＝日本の具体的支援策を提示せよ)と迫ったことがワイドショウなどでも取り上げられたが、このアーミテージの言葉が政策決定過程においていかに重要度を持つかは明白である。(P114)

・同様に、02年10月の日米安保審議官級会合にてローレス国防総省次官補代理が「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」(イラクに陸自を派遣しろ)と迫ったことも有名である。(P115L3)

以上のことから、アメリカの発言は今昔変わりなく日本の政策決定過程に大きな影響力を持ち、そこから逃げることのできない呪縛となっておりその呪縛の中で主体的判断が果たせる道理がない。

また、イラク戦争の是非に関しても日米関係を配慮していささかの修正もできない日本がもしその是非を問われて主体的判断で「ノー」といえばそれはアメリカにとって「裏切り行為」である。

つまり集団的自衛権の行使を主体的判断とするには、こうした事態への対処方法が必要である。

3、日米安保条約の「片務性」という問題(P117～P121)

◎安部首相の劣等感(P117)

安部元首相は、軍事同盟をいわゆる「血の同盟」と定義しており、「日本が集団的自衛権を行使しない限りは、日本有事の際はアメリカの若者が血を流すが、アメリカ有事の際は日本は何もしないーという構造が生まれる」のは「完全なイコールパートナー」ではないと述べている。

つまり、日本はアメリカに「ただ乗り」しているのはよろしくないという意見である。

しかし筆者は、そのようなアメリカの片務性に対して異論を唱えている。

◎日本の防衛における米軍の重要性(P118L9～P119L13)

A. 軍事評論家の江畑謙介は著書「米軍再編」の中で日本の軍事的役割について次のように述べている。

「(世界各地域の米軍再編の実情を詳細に検討した結果)日本はイギリスと並んで、米軍の全世界的展開を支える最も重要な戦略拠点として位置づけられる」「価値観が近く、政治的に安定し、高度の技術と経済力を持ち、すでに相当な規模で米軍基地のインフラが存在しているという条件を有しているからに過ぎない。すなわち米軍は日本を、米軍の世界展開における、太平洋を越えた最重要全身拠点のひとつと位置づけている」

また、在日米軍と日本防衛については「冷戦時代の日本防衛という役割はほとんどなくなった」と断言し、北朝鮮・中国・ロシアの軍事状況を分析して、近い将来具体的な日本に対する脅威はないし、米軍の軍事力がなくても日本の国家安全保障は少なくとも10年程度は確保されるとしている。

つまり、「アメリカは日本を必要としているが、日本はそれほど切迫する軍事的な助けを求めてはいない」とし、「戦後初めてといえる、米国と対等な立場での安全保障・戦略環境の中にある」とし、「アメリカとの平等」が主張されている。(P118)

B. また別の軍事アナリスト小川和久も著書「日本の戦争力」にて同様のことを述べている。

それは、鶴見基地や佐世保基地などの燃料備蓄量は国防総省最大のオイルターミナルであるし、佐世保の弾薬庫は、「地球の半分をエリアに米海軍が置く最大の陸上弾薬庫」である。

また、嘉手納基地の弾薬庫を管理する米空軍中隊は「米軍最大の弾薬整備中隊」であることや、なによりも「世界最大最強の艦隊である米第7艦隊は、ほかならぬ日本がその全存在を支えていること」を挙げている。

その上で、在日米軍は防空のための航空機は一台も飛ばしていないとし、世界最大の在日米軍をテロ・ゲリラから守っているのは日本の自衛隊であるし、補給物資まで保護している海上自衛隊はもはやアメリカから抜くことができないとしている。(P120)

⇒上記A. Bの結論より安部元首相のいうような「血の流す」側は日本であり、これが現在の安保条約の現状である。**つまり、日本とアメリカはむしろ平等な立場にあるといえる。**

また、筆者は祖父の岸内閣時代の冷戦構造下の劣等感をいまだにひきづっているのが安部元首相の発言の根本にあると推測している。(P121L3)

★4 「核の傘」とミサイル防衛(P117～P132)

★ ミサイル防衛と集団的自衛権(P121L4～P123L4)

以上のように、通常兵器による侵攻・テロには日本の防衛力は有効である。

しかし、弾道ミサイルに関しては米国主導の「核の傘」かもしくはミサイル防衛システムを利用するしかないのが現状である。

(弾道ミサイルとは大気圏を弾道飛翔するミサイルをさす。いわゆる大陸弾道弾ミサイルも含む)

また、ミサイル防衛と集団的自衛権は切っても切れない関係にある。

安倍は、総理就任時「日本がミサイル防衛を行う時に、日本本土に落ちるものについては打ち落とせるけれども、米本土に向かうものは撃ち落せない。……しかし、論理で、理屈でそれを本当に米国に通告するのですか、ということですね」とインタビューで述べた。

ここでいう「論理」「理屈」とは、日本で集団的自衛権を行使できないということである。

つまり、アメリカに向かって第3国から打たれたミサイルを日本の上空で日本のミサイル防衛によって迎撃できるように集団的自衛権の解釈の変更もしくは改憲をするべきだと問題提起し

ているのである。

また、民主党前原代表(当時)も、日本のミサイル防衛が日米同盟における重要な役割の一端を担う旨を挙げている。

★ 「核の傘」とミサイル防衛の矛盾点(P123L5～P128L4)

アメリカは、日本の地理的条件などを理由に06年10月ブッシュ大統領は「(日本を念頭に)ミサイル防衛を強化する」と発表した。また翌12日の参院予算委員会において安部首相も「ミサイル防衛網整備を促進すべく努力したい」と語り、その六日後にはライス国務長官は「核の傘」によるアメリカの日本に対する安全保障を”full range”(あらゆる形で)を強調しその約束(安全保障)を守ると言った。

以下に詳しく「核の傘」と「ミサイル防衛」の違いについて検討してみた。

《核の傘》理論とは??

核の傘理論とは、「拡大抑止」を表現したものである。

拡大抑止とは具体的には、相手が何か武力的攻撃もしくは威嚇を行った場合それに対してより強力な第二撃を打ち相手社会を壊滅するという「脅し」を利用することで第一撃を未然に防止する防衛論理である。一般に、核抑止は「懲罰的抑止」と呼ばれる。

日本の場合、核を持っていないのでこの理論を応用してたとえば仮想敵国を北朝鮮と設定するならば、北朝鮮が東京に核攻撃を加えるならば、アメリカは平壤(北朝鮮の首都)を壊滅させるという報復攻撃を行うという「脅し」をかけることによって北朝鮮の第一撃を抑えることができる。

また、冷戦下ではソ連とアメリカの「核相互抑止」が働き(核の均衡)「長い平和」が維持されたといわれる。

しかし、筆者はこの核相互抑止論に懐疑的で、実際に冷戦下ではアメリカはソ連が核攻撃を行うことを想定して宇宙空間で核を打ち落とすといういわゆるミサイル防衛の前身をレーガン大統領下で「戦略防衛構想(SDI)」によって構築しようとした。財政面・技術面でSDIは頓挫したのだが、湾岸戦争でイラクが弾道ミサイルをイスラエルに発射したことを受けて、アメリカでも弾道ミサイルからの防衛を重要国防事項に位置づけ、ミサイル防衛がよりリアルに検討されるにいたった。

《ミサイル防衛》理論とは??

ミサイル防衛は、上記の「懲罰的抑止」ではなく「拒否的抑止」と呼ばれる。

つまり、相手が放ったミサイルを迎撃する防衛能力を持つことで相手に対してそうしたミサイル攻撃が無益であることを認識させてその実施を留まらせるというものである。

こう見ると、同様の懲罰的抑止と同じように見えるが、核の傘と圧倒的に違う点は懲罰的抑止は「ミサイルを撃たない」ことを基礎とした防衛戦略に対して、ミサイル防衛は「ミサイルが撃たれる」ことを想定した防衛戦略であるところにある。

03年 12 月閣議決定により日本はミサイル防衛構想を2011年までに配備することを決定したのであるが、アメリカは相次ぐミサイル防衛実験の失敗を受けて04年12月にミサイル防衛は技術的にまだ試用段階にあるとして運用開始を当面断念したという経緯にある。

具体的には、イージス艦搭載迎撃ミサイルSM-3と地上搭載型迎撃ミサイルP

AC-3があるのだがSM-3は迎撃有効可能な高度距離の問題(当たらない)で仮想敵とされる北朝鮮の「ノドン」を正確に打ち落とす信頼性は低い。また、PAC-3も同様に迎撃できる距離までこないと打ち返すことができず飛距離不足で打ち落とすことができない可能性が高い。

※資料のHPを記載しておきますので、そちらも参考にして下さい。

<http://www.magazine9.jp/gunji/004/index.html>(MDシステムはどこまで進んでいる?)

では、なぜミサイル防衛の必要性に至ったかというそれはいわゆる「ならず者国家」と呼ばれる報復攻撃を恐れない姿勢の国は「理性的または合理的でない」とされる点にある。

つまり、報復攻撃を恐れない(=核攻撃を恐れない)から「懲罰的抑止」能力が機能しないのである。

ここで問題なのは、上記にあるブッシュ大統領の「ミサイル防衛配備」とライス国務長官の「核の傘による安全保障」は根本的に併用不可能なのである。

ミサイル防衛をするのなら核の信頼性は薄れるし、核抑止を利用するのならミサイル防衛は必要性を持たない。

反論として、「核抑止」が失敗したときの補完機能としてミサイル防衛があるとする論理がある。

しかし筆者は、「ならず者国家」は報復攻撃を恐れずにまさに「狂気」の沙汰で攻撃をしかけてくるわけでそれを防止するためのミサイル防衛であるなら、攻撃する側の国家は当然、当面は運用できないミサイル防衛の体制が完成するまでに専制攻撃を行うだろうとしている。(94年の北朝鮮核危機の説明)

さらに、ミサイル防衛の信頼性を考えるなら、SM-3やPAC-3の迎撃可能範囲を外した地

域を狙うことは明白である。

このような現状があるのに、「核の傘」と「ミサイル防衛」を併用し 80 年代の開発から約11兆円もの巨額の投資を行い、さらに日本に対してミサイル防衛構想の協力に参加させて資金供給をさせるアメリカの戦略に便乗するだけの防衛政策は「なすべき防衛」ではないと主張している。

★ シュミレーション(P128L5～P129)

最悪のシナリオを想定し、日本が弾道ミサイルに狙われた際を検討してみる。

仮想敵国は北朝鮮とし、北朝鮮が所持する核搭載可能なノドンを全て日本のターゲットは地理的・戦略的に最も有効な日本海沿いの原子力発電所を狙うと想定する。

この場合、原子力発電所は「兵器による防御については設定基準がない」上に「弾道ミサイルに有効に対処できるミサイルは未整備」とされている。

また、PAC-3の配備は霞が関・習志野・武山などの自衛隊・米軍基地が対象にあり原発周辺にはまったく配備されていない。

仮にPAC-3が日本海上で迎撃成功した場合、プルトニウム型爆弾の場合迎撃の衝撃時に核爆発を起こす可能性は低いのであるが、プルトニウムは広範に飛散することになる。

ウラン型の場合、さらに悲惨でプルトニウム型よりもはるかに高い可能性で迎撃の衝撃時に核爆発を起こし、さらに原子力汚染が日本における広範地域で発生する。

SM-3やPAC-3が迎撃したところで、日本は必ず核汚染にみまわれるのである。

★ なすべき防衛(P129～P132)

上記のように、日本におけるミサイル防衛は役に立つ代物とはいいがたい面が大きいことや、アメリカ追従のミサイル防衛構想に貢献せずとも日本は外交カードとして既に「対等の立場で交渉できる条件」がそろっているのである。

それを無視してさらなるアメリカへの貢献は「理解を超えているといわざるを得ない」と筆者は言う。

また、仮にミサイル攻撃を真摯に脅威と捕らえるなら集団的自衛権を行使してアメリカ行きのミサイルを迎撃するよりも、「原発銀座」に対して防衛策を講じることの方が主体的判断と呼べるだろう。

5 「悪の枢軸」論の陥穽 (P133～P140)

★ ミサイル防衛がもたらす悲劇 (P133)

ミサイル防衛開発に熱心だったクリントン元大統領をして「ミサイル防衛システムを配備すれば、世界をさらに大きな危険にさらすことになるであろう」としている。

つまり、ミサイル防衛によって抑止機能が働けば、ミサイル防衛を越えるミサイルの開発に取り組むだろうしその負の連鎖は「際限なき軍拡競争」であるとしている。

筆者は解決法として60年代からの中国を指摘している。

中国は64年に初の原爆実験を行い、66年にはアジア全域を射程圏内とする核ミサイルの配備を行い、67年には水爆実験まで行った。

さらに、アメリカ・日本を最敵国とし、好戦的発言が目立った上、毛沢東は「米帝国主義は張子の虎」といい核が撃たれても中国人民は生き残ると物理的に不可能なことも豪語していた。

つまり、理性的または合理的判断が下せない「核抑止」が機能しない「攻撃的核保有国」であった。

しかし、中国がこのような論理から抜け出したのは、3章でも述べた「米中和解」であり国際社会の一員として認めることでその脅威を取り除くことであった。

同様の対策が、日本の対北朝鮮には現実的ではないかと述べている。(P133L14～P135L2)

◎ ブッシュの「悪の枢軸」論 (P135L3～P140)

筆者は、ブッシュ大統領のいう悪の枢軸論には根源的な2つの誤りがあるとしている。

それは、ブッシュ大統領の演説内では「北朝鮮・イラン・イラク」を大量破壊兵器の開発・テロとの関係・国内抑圧体制を批判したところがクローズアップされているが真意はここではない。

「これらの国々と、彼らのテロリストの同盟者が、世界の平和を脅かそうと悪の枢軸を形成しているのである」と演説で述べ、理論的にはイラクとアルカイダのようなテロ組織を同系列に扱った所に本質がある。

1. 自爆テロを敢行するテロ組織と主権国家を同じ行動原理をもつ主体としている点 (P136)

主権国家はある国際機関に所属し、外交交渉の主体として機能している上に、その指導者とは「体制の生き残り」という究極目的のために活動している。

一方で自爆テロを敢行するテロ組織はもちろん外交交渉の主体にはなりえなおし、そもそも自

爆テロを行うことは生き残りに対する意思表示とは言えない。

しかしブッシュ大統領は、この2つを「同盟者」とすることで、「外交主体」ではなく「打倒体制の対象」と設定し、その論拠を「悪の枢軸」にみつけたのだろう。

また、「悪の枢軸」論はクリントン政権時代の「ならず者国家」論を継承発展させたもので、論理的矛盾を含む自己展開を遂げて、その「硬直性」を増すことでイラク戦争の泥沼化を招いたとしている。

2、「土着的テロ」と「革命的テロ」の混同(P138)

2つ目の誤りは、あらゆるテロ組織やテロ活動をアルカイダと同列に扱ったことにある。

筆者は、テロには2種類あり「郷土を防御的土着的に守る」ための「土着的テロ」と「世界攻撃的に活動する」ための「革命的テロ」があるという。

たとえばパレスチナ問題でいえば解放機構や90年代以降のハマスのテロ活動もイスラエルに奪われた領土の奪還を願う「土着的性格」が強い。

ビンラディンのアルカイダも、確かにイスラエル・アメリカに対抗する意味から「パレスチナ解放」を唄っているが世界的破壊活動を目的としている点で土着的性格よりも「革命的性格」が強いといえる。

つまり、**武力により混乱を押えつけるのは土着的テロには有効であるが、革命的テロには無意味でむしろ政治的・経済的・社会的アプローチが最も重要である。**

それを履き違えているブッシュ政権ではテロの沈静化は不可能である。

⇒つまり、集団的自衛権を考える上で重要なのは、「自国とは無関係な同盟国」が急迫な事態なのであってその同盟国の敵を無関係な自国が敵と決め付けることには「共通敵」という土台が必要になる。

この「敵」の決定を主体的判断のできるのなら、**集団的自衛権は政治文化に対してより有効なアプローチになるが、もし同盟国の「敵」概念が自国のみならず世界をも巻き込む影響力を行使していて、そこに主体的判断を貫くことができるかということに大きな問題がある。**

集団的自衛権を行使することで、むしろアメリカの意思通りの行動が間接的に強制され、結果必要のない敵が生まれるのならば、それは集団的自衛権によって多国間における国益に反していると言えるだろう。

5章 脅威の再生産構造 ーアメリカ外交のスタンスー

①世界に民主主義を

自分たちは民主主義で成功してきた。また、いまだ民主主義国間での戦争は起きていない。これらのことから民主主義国の増加に自信を持っている。

②当面の国益

自国の敵の不利益のため、自国の敵の敵に支援する「敵の敵は友」戦略をよくする。

「敵の敵は友」戦略の根拠：理想からの自信、また自国の国益のために他国に干渉したい。

しかし海を隔てて遠くに干渉したい他国があるので直接的に干渉する口実がないことが多い。よって別の国を支援することで、間接的に干渉し圧力をかける。

著者は、この「敵の敵は友」戦略が同盟国や新たな脅威を生み出す悪循環の原因だと説く。

アメリカが生み出したとされる「脅威」

最近の三つの事例 イラク アルカイダ パキスタン

イラク

1990年クウェートに侵攻。湾岸戦争。(主にvsアメリカ、国連軍) 2003年、サダム・フセインの独裁政治、大量破壊兵器保有の疑いでアメリカから「脅威」「悪の枢軸」とされた。

1981年、アメリカはイラン、シリアの拡張阻止のためイラクを支援。アメリカはイラクと協力してイランへの兵器供給の封じ込めに成功。しかしこの間のアメリカの支援により、イラクは不正に軍事の拡張に成功していた。さらにイラクは、イラク北部のクルド人18万人を反逆者として生物兵器などを使い虐殺。

アメリカは、これらの不正、生物兵器による虐殺を知らながら黙認。国連安保理が化学兵器使用を非難する決議を採択したが、アメリカはイラクを支援する基本路線を継続。理由は、イランの「敵国」であるからだった。この基本路線はクウェート侵攻の前夜まで続く。そしてイラクのクウェート侵攻後、一転して「フセイン(イラクの独裁者)はヒトラーである」と非難した。(この声明の四日前、「米国政府はイラクとの友好関係を一層深めることを望んでいる」とフセインに電報を送っている)

後にアメリカ国内からも「アメリカの納税者の金数十億ドルがサダム・フセインを作り上げた」との非難がとんだが、政府は「それらの軍事兵器(米国資金による)はかなりの部分を戦争(湾岸戦争)で破壊した」と釈明した。

また日本は、1兆5000億円の経済援助に踏み切ったが、クウェートからも感謝されず、挙句アメリカにまで非難された。

アルカイダ

サウジアラビア出身のアラブ人、ウサマ・ビン＝ラディンを指導者とする国際武装テロリストのネットワーク。9,11 のテロもアルカイダの仕業だとされている。

1978 年、ソ連は「アフガニスタンに対する帝国主義たちの武力干渉の撃退」を名目に、ソ連・アフガニスタン友好条約に基づき集団的自衛権を行使。アフガニスタンに侵攻。アメリカはソ連を侵略国とみなし、敵対した。そこで「敵の敵は友」戦略に基づき、アフガニスタン内部の反ソ連勢力「ムジャヒディン」を支援することによってソ連の消耗をはかった。1985 年にはムジャヒディンの劣勢に対する支援を強化し、兵器の供給を劇的に増大させ、ムジャヒディンと共に戦う兵士を周辺から集結させるプロジェクトを本格的に支援した。このプロジェクトの組織者の一人がウサマ・ビン＝ラディンであった。そうして彼は、自身の資本とアメリカの支援を元に、ムジャヒディンを支援するための「アルカイダ」を組織した。

パキスタン

東はインド、北東は中華人民共和国、北西はアフガニスタン、西はイランと国境を接し、南はインド洋に面する国。イスラム教が 97%。

このパキスタンがなぜ「脅威」とされているかということ、世界で一番「核兵器とテロリストの結合」が起こりえる国だからである。国際テロリストが核兵器を持つとなると、非常に大変。彼らは拠点とする地域を持たないため、核の抑止力が効かず、己の主張のためには命を投げ出すほど過激な思想を持っていることが多く、核兵器を持つとなると使用する危険性が高い。

ではなぜ、パキスタンが世界で一番「核兵器とテロリストの結合」が起こりえる国かということ、不安定な体制のまま核保有に踏み切り、国際情勢の悪化でさらに国として不安定な状況に置かれているからである。なぜこのような状況になったかということ、アメリカの「敵の敵は友」戦略によって不安定な政治体制が出来上がってしまったことが挙げられる。実はパキスタンが核兵器保有のための核実験を行った際、日本とアメリカはこれに危機感をおぼえ経済制裁を行っている。非核三原則を国是としている日本が、核拡大の抑制のため奔走し、国連安保理で全会一致の非難決議を採択した結果だった。しかし、9,11 のテロにより、アフガニスタン「敵国」としたアメリカが、隣国のパキスタンを味方にするために経済制裁を解除。これに日本も追随し、さらに緊急援助まで行った。これらの流れにより、パキスタンは不安定な体制のまま多くの核を保有する「脅威」の国となってしまった。

この様にアメリカの外交の「敵の敵は友」は多くの危険をはらんでいます。また日本も、こ

れに追随することで多くの不利益をこうむり、また危険の拡大に協力する形になってしまっています。この「敵の敵は友」戦略は集団的自衛権の核心に位置しています。非核三原則を国是として非核を呼びかけようとも、アメリカに追随することで形骸化してしまっていることも否定できません。

第六章 日本外交のオルタナティブを求めて —日本外交のこれから—

日本は主権国家として、いかなる外交スタンスを持つべきだろうか。今日の国際情勢を踏まえながら考察していく

【テロの時代】国を持たない国際的テロリストの存在は、いままでの外交の常識を覆す。特定の拠点を持たないテロリストには、対抗することで敵対するのではなく、周囲の国と連携をとりテロリストの活動を弱めていくことが効果的である。

【国際貢献】自民党の新憲法草案では、「自衛軍」が「国際的に協調して活動」できるとされている。しかし今までのように、日本の「国際貢献」が、集団的自衛権の行使としての「対米貢献」だけになってしまう可能性は非常に高い。見てきたように、アメリカの「敵の敵は友」戦略は多くの危険を有しており、日本のすべき国際貢献を妨げになる。事実、先進国が途上国に単独で介入・干渉することで紛争の拡大が起きている。先ほどの中東アジアや、アフリカの紛争・内戦なども、先進国が原因となっていることが多い。これらのことから考えると、先進国の日本ができる国際貢献は、他先進国のように発展途上国に干渉・介入していくことではない。反対に大国や先進国が、自らのエゴにより他の国に介入・干渉することを防ぐ「予防外交」が適切である。

【平和的に】唯一の被爆国であり非核三原則を国是としてきた日本は、諸外国に平和的外交を強調すべきである。

【現実的に】現在の日本は多くの外交上の問題を抱えている。北朝鮮の拉致問題、北方領土問題、周辺アジアとの領土問題など。これらの問題の解決無しには、日本は平和な主権国家とは言いがたい。

こういった様々なことを考慮して、国際的な視野と、日本的な視野から、何が世界の「脅威」なのか見極め、外交を行っていかないとはいけません。

序章 憲法改正と集団的自衛権

1. 政府解釈の論理

◎集団的自衛権に関する政府見解と安倍の見解

1972年10月14日

○集団的自衛権に関する政府見解

- ・**集団的自衛権の定義**: 自国と密接な関係にある外国の武力攻撃を自国が直接攻撃されていなくてもかかわらず、実力をもって阻止すること
- ・**憲章51条と憲法の関係**: 国際法上保有、憲法上行使不可

1981年5月29日

○政府の答弁書における自衛権の解釈

憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度にとどまるものと解しており、**集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと解している**

1986年3月5日

○内閣法制局長官による自衛権の解釈

- ・個別的自衛権の行使は、事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべき
- ・集団的自衛権の行使は、憲法上許されない

※今日に至るまで、72年における政府解釈である「国際法上保有、憲法上行使不可」という論理が、紆余曲折を経ながらも堅持されてきた。

2004年2月

○『論座』2004年2月号における安倍の集団的自衛権に関する主張

- ・現行憲法でも行使可
- ・量的な制限であり、絶対的不可ではなく、必要最小限の行使があるのか、ということについて議論の余地を残している

※安倍は、1986年3月5日に1972年の論理が再確認されたことについては、そもそも議事録を読んでいないか、あるいは意図的に避けているかは不明であるが、フォローしていないようである。

2005年10月28日

○自民党による新憲法草案における9条の2(2項は削除)

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する」

「自衛軍は、…法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を保持するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序維持、国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」

※安倍は、集団的自衛権を行使できない日本は「禁治産者」にも比されるべき国家であり、集団的自衛権を行使できるようになって初めて、日本は日米安保条約において「双務性」を実現し、米国と「対等」の関係に立つことができると考えている。

2. 「俗論の世界」

◎国連憲章と憲法の関係

○「国際法上保有、憲法上行使不可」という論理に対する安倍の批判

・「権利があっても行使できない—それは、財産に権利があるが、自分の自由にならない、というかつての禁治産者の規定に似ている」

・「権利を有していれば行使できると考える国際社会の通念のなかで、権利はあるが行使できない、とする論理が、果たしていつまでつようするのだろうか」(安倍『美しい国へ』)

○京都大学教授で国際法を講ずる浅田正彦が、2004年3月3日の参議院憲法調査会における参考人として述べた見解

・「権利を保持する能力と権利を行使する能力というのを峻別するというのは、法律学でいえばもう言わば常識でありまして、(中略)国際法においてもこれは同様であろうというふうに思いません」

・「日本も日本の日本国憲法の解釈として、集団的自衛権を国際法上は保持しておるけれどもそれを行使、憲法上行使できないというふうな解釈をとっておるその解釈が正しいという事を前提とすれば、それは十分あり得ることであって、これが論理的に矛盾しているとかあり得ないということでは全くないというふうに思っています。」

※安倍は「権利があっても行使できない」という状況を「禁治産者」にたとえたが、これでいけば、同盟する権利を保持しながら永世中立を堅持するスイスなどの国は、さしずめ「禁治産者の国家」ということになるであろう。

第一章 憲章51条と「ブッシュ・ドクトリン」

1. 国連憲章51条の成立

○国連憲章51条:この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を採るまでの間、個別的又は集団的自衛の**固有の権利**を害するものではない。

◎個別的自衛権と並んで、なぜ集団的自衛権についても**固有の権利**と規定されることになったか

◎歴史的経緯

○通説

1944年10月 英米中ソによる「一般的国際機構設立に関する提案」(ダンバートン・オークス提案)

- ・武力行使の一般的禁止
 - ・いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取り極めに基づいて又は地域的機関によってとられてはならない(8章C節第2項)
 - ・すべての機構加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇あるいは武力の行使を、機構の目的と両立しえないいかなる方法によるものも慎まなければならない。
- ※自衛権に関する規定無し

1945年2月 ヤルタ会談

- ・常任理事国に拒否権が認められる

↓

安保理が機能しないおそれ

1945年3月 米州(北米・南米)会議(チャプルテペック決議)

- ・米州諸国のいずれか一国に対するいかなる攻撃もすべての加盟諸国に対する侵略行為とみなされ、軍事力の行使を含む対抗措置がとられることを謳った決議の採択
- ※ダンバートン・オークス提案を事実上骨抜きにする決議

1945年4月25日～6月26日 サンフランシスコ会議

- ・米州諸国はチャプルテペック決議の内容が保障されるのでなければ会議から脱退すると宣言し、会議の決裂のおそれ

↓

米国側の着想とイニシアティブに基づき、安保理が機能しない場合には自衛権を発動することが可能となる憲章51条が導入される

○常任理事国5大国、英米2国間の非公式協議、英米代表団内部の議論に関する1次資料の分析からみてとれる歴史的経緯

1945年4月10日 米代表団会議

・自国が攻撃された場合に自らを守る自衛権が存在することは、当然の前提

↓

公式会議のレベルでも確認される

1945年5月11日 米代表団会議に提出されたダンバートン・オークス提案」第8章B節(平和に対する脅威への対処)の米国としての修正案

・「機構加盟国に対する他の国家による**攻撃**が発生した場合には、当該加盟国は自衛の措置をとる権利を有する。**武力攻撃**に対して自衛措置をとる権利は、ある国家グループに属するすべての加盟国がその一国に対する攻撃をすべてに対する攻撃とみなすことに同意するチャプルテペック決議に具体化されるような取極めに適用される。当該措置をとることは、安全保障理事会がこの憲章のもとで、国際平和と安全を維持し回復するために必要とみなす行動をいつでも権威と責任に対して影響を及ぼすものではない」

※個別的自衛権と集団的行動(後の集団的自衛権)を峻別し、後者は一般の**攻撃**よりも狭く限定された**武力攻撃**に対応するものとして位置づけられた。後に**攻撃**と**武力攻撃**という文言は**武力攻撃**に一本化される。

※後に、「自衛の措置をとる権利」という文言の前に「固有の」という文言を挿入

※この「固有の」という言葉は個別的自衛権が「すでにして持っている」自明の権利であることを強調しておく必要から出て来たものであり、あくまで当初の修正案に比して安保理の位置と役割を明確化させるためのものである

2. 「戦争に訴える自由」をめぐって

1945年5月12日 5大国による非公式協議と英米の2国間協議

・英仏の修正案は、国際平和機構が機能しない場合には事実上、かつての「戦争に訴える自由」を確保しようとする狙いを持っていた。

⇕

・米国は、英仏両国が「行動の自由」を主張して攻守同盟に基づく戦争を推し進めたり、植民地の維持・拡大をはかることを阻止し、普遍的国際機構のもとで米国主導による国際秩序を構築していくという基本的な理念が健在

↓

新たな修正案(妥協点)の内容

・チャプルテペック決議への直接的な言及を削除することに米国側が応じる

・個別的自衛権とは区別される集団的自衛権の概念を導入し、その行使を武力攻撃の場合に限定する

↓

後の5大国協議においてソ連が提出した修正案などに基づいて、「安保理が必要な措置をとるまでの間」という文言が挿入され、憲章51条の条文になる

※以上の経緯から、個別的自衛権と集団的自衛権を全く同じレベルにおいて共に自然権であると主張するのは結局のところ、条文の字面を表面的にのみ捉えて議論を次々と飛躍させた結果に過ぎないものである

※集団的自衛権の濫用について

憲章51条の条文において、**固有の権利**という言葉が個別的自衛権と集団的自衛権の双方にかかる表現となったために、戦後の歴史において、集団的自衛権が大国によって濫用される事態を生み出してきた

◎ニカラグア事件判決

○集団的自衛権を慣習国際法上の権利であると認定

○集団的自衛権の行使要件

- ・攻撃の犠牲者たる国家が武力攻撃を受けたことを自ら宣言すること
- ・当該国家からの要請

↓

○犠牲者たる国家の要請がない場合に集団的自衛権の行使を容認するような規則は慣習国際法上存在しない。また、そもそも集団的自衛権は、反政府勢力への武器供与など重大さの程度において劣る武力行使に対しては行使できず、それはあくまで武力攻撃がなされた場合に限られる

3. ブッシュ・ドクトリンの論理

◎ブッシュ・ドクトリンの先制攻撃論

2002年9月20日「米国の国家安全保障戦略」(ブッシュ・ドクトリン)から

※ならず者国家やテロリストの活動によって、攻撃を抑止することの不可能性、脅威の即時性、あり得べき損害の重大性が生まれた、という認識が強調される

↓

従来国際法学者にあつては先制攻撃が正当化される「切迫せる脅威」とは、攻撃を準備する陸海空軍の目に見える動員といったものが想定されてきたが、今やこの「切迫せる脅威」の概念に、今日の敵の能力とたくらみを当てねばならない」と指摘される

↓

結論として、「脅威が増大すればするほど行動しないことの危険性が増大し、かくて、たとえ敵の攻撃の時間と場所が不確定な場合であっても、我々を防衛するために先制的に行動す

ることが求められるようになる」とする

○イラクにおいて大量破壊兵器が見つからなかったことを認めたとうえで、戦争に踏み切った論理（先制攻撃論）

・「サダム・フセインは武器を製造する能力を持っていた」「彼は世界の危険な領域における人物であった」「狂人であった」ということであり、さらに「こうした脅威が切迫したものとなった時には遅すぎるのである」「私の心の中ではサダム・フセインは疑いもなく米国にとって危険であった」

※敵が大量破壊兵器を製造する能力を持ち、その指導者が米国にとって危険とみなされるならば自衛権を発動できるということ

4. イスラエルの「オシラク空爆」の論理

◎先制攻撃論の先例

○オシラク空爆の根拠

・「イラクは80年代の半ばまでに核兵器を製造する能力を獲得するであろう」
・フセイン体制は「無責任で好戦的な体制」
・こうした「破廉恥な体制」が核兵器を持つことになれば、イスラエルにとって「きわめて重大な危険」が生み出されることは明らか
として、一般国際法と憲章51条に基づいた「固有かつ自然権としての自衛権の行使」を主張

○ウガンダによる非難

・ウェブスター・フォーミュラ（自衛権を主張するためには「即時の、圧倒的な、手段の選択の余地のない、熟慮の時間もない自衛の必要」が証明されなければならない）に照らしても、イスラエルが主張する一般国際法とは明白に矛盾している

○イスラエルの開き直り

・ウェブスター・フォーミュラの適用を核破壊の脅威に直面している国家に求めることは、国家の固有かつ自然権としての自衛権を去勢するものである

※当初主張していた憲章51条は言うまでもなく、一般国際法に基づいた自衛権の行使という論理をも事実上放棄した。

※自衛権概念における新しいテーゼ、つまり先制的あるいは予防的侵攻に依拠している

※イスラエルの自衛権の論理は、核の時代においては、数年後であれ敵が持つであろう核兵器を製造する能力と、敵が無責任で残忍で好戦的な体制である、という条件が満たされるならば、国家の生存と国民の安全を守るために、自衛権の行使が許されるというもの

5. 自衛権概念の相克

◎テロやならず者国家に有効か

○テロの場合

テロリズムとは何よりも、一般社会の内部に潜伏して活動を準備するのであって、それは基本的に治安の対象。テロの時代であるからハイテク兵器を駆使した先制攻撃が必要という定式化自体が、致命的な欠陥をはらんでいる。

○行為主体が国家の場合

いかなる主権国家が、史上最大の軍事力を擁する米国に武力攻撃を加えるという自殺行為にはしるのであろうか。ならず者国家諸国の最大の問題関心は体制の生き残りであって、自爆テロも辞さないテロ組織とは、その行動様式を異にしている。

◎日本の議論の落と穴

○日本における集団的自衛権の議論において

何よりも重要なことは、それが、米軍に対する武力攻撃の発生という憲章51条に基づいて米軍が自衛権を行使するにあたって、日本の自衛隊も参戦する必要があるのではなか、という議論の組み立てなのである。しかし、以上に見たブッシュ・ドクトリンの検討に従えば、こうした想定それ自体全く成り立たないであろう。なぜなら、テロの時代においては、憲章51条はもはや時代遅れとされているからである。

○日本も先制攻撃に加わるのか

日本において集団的自衛権が論じられるとき、そこでの自衛権の概念が憲章51条に基づいたものなのか、ブッシュ・ドクトリンに基づいたものなのか、この根本的な問題が完全に素通りされているのである。そもそも、この点を明らかにしないままに議論を展開することは全く意味をなさないのである。

第2章 第一次改憲と60年安保改定

◎戦後の日米関係において集団的自衛権がどのように位置づけられ議論されてきたのか

1. 1950年代の改憲の論理

◎自民党結党当時の改憲の論理における注目すべき二つの特徴

・占領軍は憲法や教育基本法だけではなく、安保条約それ自体をも日本に押しつけた、という認識。従って、再軍備による自主防衛体制の整備は、少なくとも論理的には、米軍撤退・米軍基地の撤去と密接にリンクされていた。

・日本の真の独立を達成するためには自主外交の展開が不可欠の課題である

※対米一辺倒と評された吉田外交からの重大な方向転換であり、吉田外交と決別して中国との国交正常化を図っていくことには、米国によって作り出された戦後体制からの離脱を意味するもの、とみなされていた

◎安倍の論理

・「憲法9条を変えても、安保条約の条文を変更する必要はないと思います」と明言している

・「日米関係が強固になればなるほど、極東アジア情勢の安定は高まってくるはずだ」と強調しており、吉田元首相の対米一辺倒外交の路線の継承とも言える

2. 旧安保条約と米軍撤退論

1951年 吉田首相とダレス米大統領特使の交渉

・望むだけの軍隊を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を米側が獲得

1954年6月2日

○「自衛隊の海外出動をなさざることに関する決議」を採択

1954年6月3日

○「日本が攻撃されれば相手国は日本を助ける、相手国が攻撃されたら日本は相手国を助ける、救援に赴くという趣旨の共同防衛協定を締結することは現行憲法下において不可能」とする政府答弁が行われる

1955年8月末 重光とダレス米国务長官の会談

○重光の立場

・目的: 日本は基地を提供する義務はあるが米国には日本を防衛する義務はないという不平等きわまりない駐軍協定としての安保条約の改定の要請、及び米軍の全面撤退

・手段: 相互防衛条約

○ダレスの立場

- ・主張: 安保改定を受け入れる大前提として、日本がまず憲法改正を行い集団的自衛権の行使を可能とすること
- ・相互防衛条約に対する反発
- ・反発の背景: 日本が集団的自衛権を行使して米国を守ることよりも、米国が日本の基地を特権的に維持し続けることの方が、米国の戦略にとってはるかに重要な意味を持っていた

○重光案は結果的には門前払い

3. 「極東条項」なき安保改定案

1957年3月 外務省条約局でまとめられた「日米安全保障条約改定案」

- ・内容: 相互防衛方式ではなく、日本についてだけ共同防衛方式をとろうとするもの
- ・根拠: 軍隊を配備する権利が一方的に米国に与えられているのであるから、防衛についての義務が一方的になるのは当然のこと
- ・目的: まずなによりも在日米軍の義務と行動の限界を明確にさせることによって、不平等条約からの脱却をはかろうとするもの
- ・第1条: 日本防衛義務
- ・第2条: 米軍は「日本の政府の事前の同意」を得ることなしには、日本の基地を日本防衛以外の「いかなる軍事行動のための基地としても使用」しない
 - ※「同意」が与えられる場合とは、「国連による軍事行動に米国が参加する形をとる場合」が想定されていた

※極東条項の削除: 極東条項に対する悔恨を背景にこの改定案は作成された

◎極東条項に関して

1951年7月 米国側は「極東における国際の平和と安全の維持」のために駐留米軍が日本の基地を使用できる旨を、安保条約本文の第1条に挿入するよう求めた

※米の目的: 国連決議に基づくことなく米軍独自の判断で軍事行動を一方的に行う場合にも、日本の基地を自由に使用できる権利を獲得しようという狙い

○極東条項の問題点

- ・占領条項であること: 占領期の米軍の特権が維持され続ける
- ・米軍による日本の基地使用が、一定地域における米国領への「武力攻撃の発生」を前提にするのではなく、「極東における国際の平和と安全の維持」を前提にしている
- ・「憲章51条の外でオペレートする可能性があることを予定している」としか考えられない内実を持っている(高野雄一『集団安保と自衛権』)

◎1957年3月に外務省条約局でまとめられた「日米安全保障条約改定案」の位置づけ

○「憲法9条の解釈上、日本に自衛権があり、その自衛権には国連憲章上個別的のそれと集団的のそれがありうるとしても、日本のもちうる集団的自衛権は、自国の防衛のための他国の助けをかりうるという消極面に限られていると解すべきで、集団的自衛権があるからといって、他国と本格的な相互防衛条約を結んで他国の領域までも防衛するとなすことは、(中略)憲法9条の趣旨をあまりに逸脱した解釈であると考えられる。改定条約案による場合、相互防衛関係は、いわば日本と在日米軍との間に成立するとみるべきで、それは平和と安全の維持のため協力することを標榜する二国間で、その一方だけに他方の軍隊が駐屯する場合の相互防衛関係としては、最も自然な形であるということができよう」

○すなわち、米軍が日本を防衛するということは、日本にある米軍基地を防衛するという意味において米国にとって個別的時勢権の行使であり、同時に他国としての日本を防衛するという意味で集団的自衛権の行使でもあるのであって、日米関係における集団的自衛権はこうした関係性において成立する。

○これらを支える論理

・5分5分の論理:日本が米国に駐屯してもらいたいということが真理であるとおなじく、米国が日本に駐兵したいことも真理

・背景:日本の基地なしには米国が朝鮮戦争を戦うことができない

※1957年当時は公式のレベルでは米側に伝えられなかった

4. 集団的自衛権の「棚上げ」

1957年2月 岸信介が首相に就任

岸信介は安保条約の改正に強い意志を持っていたが、重光の訪米に同行してその失敗を目の当たりにしたこと、また条約局と欧米局の対立によって改定案の作成が進まないことを背景に、対米交渉に関して慎重な道を選択

1957年6月 岸信介が米を訪問

・成果:「安全保障条約に関して生ずる問題を検討する」ための委員会の設置のみ

※世論の状況は反安保・反米

1958年2月18日 マッカーサー大使の新条約草案(ダレス国務長官に送付)

○第5条:「各条約国は、一方の締約国の領土またはその施政下にある地域に対する西大西洋地域内での武力攻撃がみずからの平和および安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するよう行動することを宣言する」

※西太平洋地域：日本の領土、沖縄、小笠原諸島

○マッカーサーの主張

「もし我々が日本をパートナーとして維持し、我々にとってきわめて重要な日本の軍事および補給施設のいくつかを使用し続けることができるならば、かなり限適された領域を除いて、日本が我々のために支援するという約束を得ることは必要不可欠なことではない」

※背景

- ・米国にとって日本の米軍基地がもつ軍事戦略上のきわめて重要な位置づけの問題。
- ・基地問題や核問題を背景にした反米感情が増大していくなかで、現行の片務的な安保条約をこのまま放置するならば、日本は中立主義や非同盟主義に進み、一方的な宣言によって条約を終焉させることが最良の国益である信じるようになる可能性がある」と米側は考えた。

※日本の側が基本的に情緒的なレベルで対米関係に臨んでいるのに対し、米国の側が常にリアルなパワーポリティクスで対応している、というこの不均衡こそが、安保条約を軸とした戦後の日米関係の根幹を規定してきた、と言っても過言ではない。

※集団的自衛権の棚上げ

マッカーサーは日本の改憲と集団的自衛権行使の課題を棚上げし、それが実現するのを待たずに、方務的な条約を改め、相互的な条約を締結することを求めた。マッカーサーの提起したこの基本的な枠組みのもとで1960年の安保改定が行われるが、こうした事態の経緯こそが、今日に至るまでの集団的自衛権の課題が積み残される背景をなすことになった

5. 「広義」と「狭義」の集団的自衛権

1958年10月4日 マッカーサーが日本側に新条約草案を正式に提示

- ・交渉で、当初から条約区域に含まれていた沖縄や小笠原諸島が日本側の要請で削除されることになった

1958年11月3日 マッカーサーは、条約区域を日本の施政化にある領域に限定することで日本側に譲歩する代償として、極東条項を堅持することをダレスに提言

↓

第6条：米軍が日本の基地を使用する目的を、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における

国際の平和及び安全の維持に寄与するため」と規定

※第5条と第6条の違い

・第5条:武力攻撃が前提

⇕

・第6条:「極東における国際の平和と安全」というきわめて曖昧な規定によって米軍が日本の基地を使用できるという、「占領条項」の性格を引き継いでいる

※著者による批判

安保条約が国連憲章の目的と原則を再確認しその遵守を謳っている以上、憲章51条の規定に従い、一定地域にける「武力攻撃の発生」という縛りをかけることが必要不可欠であった。

この縛りを欠くことによって極東条項は、憲章51条の外でオペレートする場合、つまりは、憲章を無視した米国の一方的行動を予め想定している、という根本的な批判を改めて招くことになるのである。

◎事前協議制

○事前協議制の成立背景

極東条項を導入した結果、米国の行う戦争に日本が巻き込まれるのではないかという世論の批判を招き、また独立国としての体面をはかる目的から、**在日米軍の行動に対して日本側の発言権を確保する必要に迫られた。**

○事前協議制の主題(新安保条約の「条約第6条の実施に関する交換公文」)

- ①米軍の日本への配置における重要な変更
- ②米軍の装備における重要な変更(核兵器の持ち込み)
- ③日本からの戦闘作戦行動のための基地使用

1961年1月19日 岸・アイゼンハワー共同声明

米政府が「日本政府の意思に反して行動する意図のないことを保障する」旨が盛り込まれ、日本が在日米軍の行動に対して「**拒否権**」をもつ体裁が整えられた。

・拒否権に関して:岸は、極東の範囲であっても日本の安全に直接関わらない事態については、米軍の出動に拒否権を発し、それに米軍が従わない場合には条約の破棄もありうる、という原則的な立場を表明

◎1960年安保国会を通してみられる、集団的自衛権に関する岸政権の立場

○集団的自衛権を「広義」と「狭義」に峻別

・「狭義」:他国(米国)を守るために海外まで行って武力を行使することを、「本来の」あるいは「中心的な」集団的自衛権の行使として捉える

・「広義」:基地提供や経済援助

○改定された安保条約第5条によって日本は、在日米軍基地が攻撃された場合に、米国とともにそれらの基地を防衛することになったが、それに関する自衛権の解釈

・在日米軍に対する攻撃については、米軍が日本にいる以上、日本の領土、領海、領空に対する攻撃をせずに、これを攻撃することはできないから、日本においては、これを個別的自衛権の発動として排除できる

・米国の立場に立ってみた場合は、…自国に対する攻撃と見て、その場合は個別的自衛権、しかし同時に、日本を守るという意味においては集団的自衛権。その両方の発動といことになる

※ 「広義」にあたる領域はその後拡大を続けることになったが、「狭義」の武力行使については、自衛隊が戦争中のイラクにまで派遣される事態となっても、なお突破されることなき最後の領域となっている。

第3章 政府解釈の形成と限界

☆ この章での筆者の意見は、戦後の日本の政権担当者意思による「集団的自衛権の解釈」の変遷について論じられており、その当時の背景(主に日米関係において)を絡めた多角的な見方を行っています。

よって、より具体的かつ論点に対して明快に理解していただくためこの章のまとめを歴史的背景を軸に考察しますので多少本書の順序と入れ替わっていたり、割愛もしくは本書よりピックアップしているところがあります。

ページ数や行数などは記載しますが、どこかわからないというところがあればゼミメーリスで質問をお願いします。

〔1960年代から1970年代〕 改憲受難の時代(P86~87)

1960年代は、安保闘争が最盛期を見せた時期である。

安保闘争の広がりを受け、岸内閣が退陣し次期政権として池田内閣が組閣される。

池田内閣は、前内閣の反省から日米安保条約における戦争参加を否定するため「在任中は改憲しない」との意向を就任直後に発表した。

この意向は、後に80年代まで影響力を持ち筆者は『改憲受難の時代』の突入』と呼んでいる。

◎1969年11月 佐藤栄作首相×(米)ニクソン大統領の会談

(トピック) ・沖縄の「核抜き本土並み」返還の合意

・「韓国・台湾条項」の確認

→「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊密である」

「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとって重要である」

これまで安保条約に基づいて前章に述べられたような日米合同活動における日本の意思は「イエスもあればノーもありえる」との見解だったが、韓国・台湾条項によって周辺隣国の有事の際は在日米軍沖縄基地の利用を支援するとしたことが大きな転換点である。

◎1972年5月18日 参院内閣委員会での佐藤首相の集団的自衛権の解釈

背景として、71年7月に「ニクソンショック」が発生しこれまで対立していた米中関係が和解に向かうという東アジア情勢の急激な変化があり、さらに12月に韓国でもこれを受け「国家非常事態宣言」を发表。

これら東アジア危機に直面し、「韓国・台湾条項」の解釈について韓国の非常事態は、韓国条項を踏まえると日本の安全の非常事態でもあるので集団的自衛権の行使にまで踏み込むのではとの質問が出た際に、佐藤首相は「韓国が侵略された際、あるいはとにかく韓国に事変が起きた、それがただちに日本の侵略あるいは日本の事変と考える、これは行き過ぎだと思う」と明言。

つまり、佐藤首相は韓国有事と日本有事は厳格に峻別されるべきとした。

以上を踏まえて、5ヵ月後「集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止すること」と定義された政府資料を发表した。

⇒このように60年代は安保条約に基づいて有事の際の事前協議での日本側の拒否権行使の可能性があると表明していた。しかし、このような日米の意見対立もやむなしとの姿勢に対してアメリカは危機感を強めていた。

66年には国務・国防省による「対日政策文書」が製作され、日本が防衛対策をする際は「軍事・外交上のチャネルをフル活用してでも、日本政府がアメリカと同じ見解を持つように影響力を行使すべきだ」と指摘している。(P95L7～P96L2)

〔1980年代〕 中曽根政権での集団的自衛権(P88～89)

(世界の背景)

1970年代は、いわゆる「デタント」の時代で武力紛争の危険性が少ないとされていたが、ソ連による「拡張政策」や79年のイスラム革命やソ連のアフガニスタン侵攻によって「新冷戦」時代へと突入することとなる。

◎ 1981年5月 鈴木善幸首相訪米

(トピック) ・米からの一千海里シーレーン防衛の公約具現化の要請

◎ 1983年1月 中曽根康弘首相×レーガン大統領の会談

(トピック) ・共同声明を公表

→ソ連の脅威に対抗するため「不沈空母」「日米運命共同体」
自衛隊による対米防衛協力の質的強化

◎ 1983年2月4日 衆議院予算委員会 公明党矢野絢也議員の質問

「極東有事に際して、米海軍の護衛は集団的自衛権に該当するのか」

これに対して中曽根首相は、その問題を「日本有事の際」とした上で「救援・来援するアメリカの護船に対して、その日本に対する救援が阻害されるという場合に、日本側がこれを救い出す、こういうことは(中略)憲法に反しない個別的自衛権の範囲内である」と答弁。また、シーレーン防衛に関しても、「日本に物資を輸送する第三国に対する攻撃の排除は必要最小限のものは個別的自衛権の範囲」とした。(ソ連についても同様の説明をする)

◎ 1983年6月3日 衆議院法務委員会 角田内閣法制局長の集団的自衛権の見解

「(集団的自衛権を)持っていると言っても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかもたないわけでございます。したがって(中略)集団的自衛権は一切行使できないという意味においては、持っていようが持っていないが同じだ」と答弁。

つまり中曽根政権は、個別的自衛権の拡大解釈と「日本有事」に絞り込むことによって集団的自衛権への踏み込みを回避したといえる。

ただ、中曽根自身「集団的自衛権の行使は、もとより憲法上許されない」と明言している。

⇒80年代、特に中曽根政権下で日米防衛関係は飛躍したが、集団的自衛権は以前として72年の政府解釈を踏襲するものとなっている。

ただ、アメリカにとって「日米運命共同体」に代表されるアメリカとの意見一致化は大きな成功といえる。(P96L4)

〔1990年代〕 冷戦の終結と湾岸戦争(P90～98)

(世界の背景) ベルリンの壁崩壊に見られる冷戦構造の終結によって大きく世界は変わりだす。
90年8月のイラクによるクウェート侵攻と翌年勃発する湾岸戦争によって、国際貢献は中東の平和維持が主な活動内容へと移行する。
また、東アジアでは94年北朝鮮の核危機によって「戦争一步手前」と呼ばれる状態や、台湾の民主化による中台危機が発生する。

◎ 1990年10月 **海部俊樹政権**国連平和協力法提出へ(P90)

(トピック) 集団的自衛権は行使しないという方針は変えないが、「武力行使と一体化」することなく自衛隊を「あらかじめ戦闘が行われない(中略)地域」への後方支援を主たる目的とする国連平和協力法の成立を目指す。

(問題点) 「武力行使との一体化」論の是非

話はさかのぼるが、59年参院予算委員会で米軍に対する自衛隊の補給業務について朝鮮戦争時に行われたが、これについて「極東の平和と安全のために出動する**米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすることは、これは憲法上違法ではないか**と思います」と当時の林内閣法制局局長は述べている。

しかし、海部政権ではいわゆる非戦闘地域における後方支援は憲法解釈を越えないとした。これにして野党や世論の反発を受け、結局廃案となりPKO法成立につながる。

◎ 1996年4月 **橋本龍太郎首相**×(米)クリントン大統領首脳会談 **日米安保共同宣言(P91～P93)**

《重要》(トピック)・いわゆる「安保再定義」と呼ばれる。

- ・「極東の平和維持」から「アジア太平洋地域の平和維持」へと一挙拡大
- ・ 旧ガイドライン(日米防衛協定のための指針)の見直し(新ガイドライン制定)

〈新ガイドラインの制定〉

ガイドラインについては、これまで歴代首相にも秘密裏に、55年からアメリカ主導で自衛隊と米軍共同で毎年作られていた日米合同の「共同統合作戦計画」を公式に追認したものである。

筆者はガイドライン自体は言及していないが、55年から秘密裏に作られたこの共同統合作戦計画を「シベリアンコントロール(文民統制)の根幹を揺るがす秘密計画」としている。

また、旧ガイドラインには3つの姿勢が示されている。

- 1・侵略を未然に防止する姿勢
 2. 日本に対する武力攻撃への対処
 - 3・**極東事態(有事)で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米協力**
- である。

3の「極東事態(有事)で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米協力」については集団的自衛権の解釈によってこれまで具体化されることはなかったが、極東からアジア太平洋へと平和維持の活動範囲の拡大によって日米協力の見直しが行われることになった。

◎ 1998年4月 周辺事態法制定へ(P92L15～)《重要》

《重要》(トピック)・新ガイドラインに沿って上記3の目的達成(米軍

支援)のための周辺事態法の成立により、軍事行動が法的に「極東有事」から「周辺事態」へと広がる。

というきわめてあいまいなものである。

・「周辺」とは地理的なものではなく、「事態」とは「認識・調整・措置」によって定めるというきわめてあいまいなものであるただ、この時橋本首相自身も、集団的自衛権の政府解釈の変更はないことが確認されていたので、米軍への支援はいわゆる「非戦闘地域」への「後方支援」が前提とされていた。

これについては、99年4月1日衆院防衛指針特別委員会にて、公明党の富沢議員により「米国の周辺事態によって、日本に協力要請をしてきた場合ノーということも考えられるが、そういう想定はできているか」との質疑に対して野呂田防衛庁長官は「観念的には考えられますけれども、(中略)実態上はない」と答えている。(P93～P94L)

⇒ 90年代に国連平和協力法の提出とガイドライン制定を機に、一気に自衛隊の活動地域が広がった。

しかし、自民党が下野し、細川内閣のときは日米同盟を二の次とする細川総理の私的諮問委員会の答申により、アメリカは危機感を覚え急激に安保再定義に走ったとしている。(P96L9～同18)

また、60年代はアメリカの協力要請に対して「ノー」という可能性についてありえるとの見解だったもの

が、いつの間にか「ノー」という可能性を否定する見解へと変化していることが読み取れる。

そして日米関係において新ガイドラインの制定によって米国を代表する国際政治学者のスタンレイ・ホフマンは「日本は引き続きアメリカ外交政策の従順な道具になる。独自の対中路線もなく、ただアメリカのジュニアパートナーであり続けるだろう」と評しており、このことはまさに事の本質をついていると筆者は述べている。(P96～P97)

[2000年代] テロとの戦い(P98～P106)

◎2001年9月11日 同時多発テロの発生

(トピック)・日本でもテロ対策特別措置法により、イージス艦のインド洋派遣を決定。

・テロを受け翌02年武力攻撃事態法を提出。

・米のイラク戦争開始に伴い03年イラク特別措置法(イラク特措法)成立。

〈テロ関連法の要旨と問題点〉(P98・99・100)

①テロ特措法は、テロ発生から約1ヶ月という短期間で法案成立した。しかし、実際はこれはいわゆる「アジア・太平洋地域」を逸脱したところへの派遣であり従来の枠組みを大きく越えたものである。小泉首相は、「武力行為はしない。

日本が行くところが非戦闘地域だ。」という独自の論理を展開し、従来の政府解釈の緻密な精査は行われなかった。

②武力攻撃事態法は、以前からの「日本有事」の枠組みに「武力攻撃予測事態」を組み込むことで、「明白な危険が迫る」以前から、しかも地理的条件を無視しての行動も可能となった。

またこの法律には「周辺事態法」の有事の際に民間企業や地方公共団体に対して協力要請することができる規定と武力攻撃事態法の民間に対する協力義務を課す規定を併用することで官民一体となった活動が可能となる。

③イラク特措法によって、自衛隊はサマワに派遣され戦闘が行われる地に現行法のもとで活動を行うこととなる。また、自衛隊は英豪軍に保護されており、英豪軍が攻撃されたときは傍観しているのは許されるのかという議論がされる。

筆者は、そもそもイラク特措法は「非戦闘地域」での活動を主とし、しかも長期的・継続的な外国軍の保護が必要なレベルの地域は「非戦闘地域」とは呼べず同法の趣

旨によると即刻撤退するべきであると主張している。

⇒2000年代についてはテロとそれに付随する集団的自衛権の行使が問題となる。

また、2000年代は完全なアメリカ同調主義が採られており、もはや60年代の政府解釈葉忘れ去られたと言っても過言ではない。

しかし、アメリカは「集団的自衛権の否定が日米関係の障壁のひとつだ」としてその行使を日米戦略協議で迫っている。これに対して、福田官房長官(04年当時)は「米国の意向に沿って自衛隊をイラクに派遣し、ミサイル防衛システムの導入も決めた。もう十分じゃないか。米国はそんなに同盟国を困らせたのか」と協議の加速に難色を示したとされる。

また、同年夏には川口外相・石破防衛庁長官・細田官房長官(5月に福田から交代したため)によって「申し入れ書」を提出し、『「極東事項」の目的との整合性があまりにもとれない。このままではアメリカの世界戦略に巻き込まれてしまう』との問題点を指摘し、「日本政府がアメリカの提案を受け入れない結論に至る可能性が十分ありえる」と述べた。

その後、日米協議は、「日米同盟の守護神」と呼ばれるアーミテージ国務副長官によって再起動し、仮想敵国の中に北朝鮮に加えて中国も盛り込まれる、より発展的内容となった。

また、小泉首相の私的防衛諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇親会」による「荒木レポート」では「積極的に日米の戦略的な対話を深めることによって(中略)日米協力の枠組みを形成すべきである」とし、最終的にはアメリカ同調主義に落ち着いた。

⇒筆者は、これをアメリカと日本の国家戦略の一体化であると述べ、**集団的自衛権を軸としてその行使をめぐる日米関係が密着したり乖離したりしている**と述べている。(P102L6~106)

(論点1)

著者は、日本は唯一の被爆国であり世界に非核を広めていくべきだと主張しています。しかし現実の日本には多くの外交問題があり、それらの問題を解決するためには核武装の必要があると考える論者もいます。日本の抱える諸問題・国際状況などを考慮し、これからの日本の政治家を選出する国民として、日本に核武装が必要であるか論じてください。

参考 『日本核武装論 ～「封印」された日本核武装論を解き放て』

拓殖大学 国際開発学部 教授 川上 高司

【核を取り巻く海外の情勢】

現在、北朝鮮は核を保有しようとしており、6カ国協議ではそれを破棄させようとアメリカ、中国、日本も一生懸命やっています。しかし、最近のアメリカのブッシュ政権を見ていると、支持率が低下する中、今度はイラク方面に2万1,000人を増員して、イランまで攻撃するかもしれないという風潮があります。その根底には、ベトナム戦争の時にニクソン大統領がやったような「ベトナムからの名誉ある撤退」と同じような「イラクからの名誉ある撤退」をするのではないかと思います。ベトナムから撤退するにあたり、当時のニクソン大統領は、カンボジアからベトナムに来るゲリラ等のために、一度カンボジアを攻撃して、それから引いて名誉ある撤退をしたわけです。それと同時に、ニクソン大統領はキッシンジャーを隠密裏に中国に行かせて米中国交正常化をやり、ソ連と中国とを離反させることにより時間稼ぎをしてその間にベトナムから米軍を撤収したわけなのですが、イラクに関しても状況が似てきていると考えられます。

それと同時に、ブッシュ政権は、北朝鮮の核保有はある程度認め、朝鮮半島での何らかの得点をあげるようとしているように思えてなりません。この前の北朝鮮の核実験が成功だったか失敗だったか分かりませんが、北朝鮮は現状のまま核実験をしながら、これからも開発を続けると考えられます。そういった中、北朝鮮は刻々と核保有国として、なし崩し的に国際社会からも認められ、かつ、このまま朝鮮半島の統一があるのではないかと危惧する次第です。

しかも統一された朝鮮半島は、反日感情があり、核保有をした統一朝鮮が現れる可能性も否定できません。北朝鮮が核を保有し、朝鮮を統一して核保有国となり、ミサイル攻撃もできるという可能性に対して、日本はどのように対処していくのか考えなければならない状況に置かれているのです。

この事実は、政治家や有識者は分かっているはずなのに誰も現実を言わない。北朝鮮の核武装に対して、様々な角度から論争をして、その結果として、日本核武装論というのはやはり正しくない。それでは、北朝鮮の核に対して日本はどういう具合に抑止をしていかなければいけないのか、という論議が必要だというのが私の思いであります。

【中国核武装時の日本国内の百家争鳴の核論議】

今回の核武装論というのは、いろんな論議が出たのですが、海外からの論議が一番最初に聞こえてきて、それに則って麻生外務大臣とか中川政調会長などが発言をされたということではないかと思いません。

フランスの「ル・モンド」紙が、「安倍総理が日本において核論議を封じ込めた。これは健全な民主主義がやることではない。論議をしなければならない状況にあり、どンドンやれ」ということを発表しました。全くこの通りだと思います。

どういふ論議が海外で起こったかという、例えばアメリカの下院情報特別委員会は、北朝鮮が今後核実験を敢行し、2回目、3回目とやった場合、日本や台湾、韓国を独自の核兵器開発の計画に駆り立てる可能性があるという報告書を出したのです。

それからアメリカの有力紙のニューヨーク・タイムズ、ワシントン・ポストなどは、こぞって「今後、北朝鮮が再び核実験をやった場合には、日本が核武装の誘惑に駆られて核武装するのではないか。そうすると東アジアで軍拡競争が起きる。つまり中国は日本の核武装に対してもっと核を増やすし、韓国も増やすし、台湾も持つようになる」というようなことを書いています。

特にワシントン・ポスト紙に前のブッシュ大統領のスピーチライターで、有名な「悪の枢軸」という言葉を書いた人がいて、彼は「アメリカは逆に日本に核を持たせるべきだ」という論調を載せました。また、いわゆるネオ・コンといわれている人たちは「日本の核武装は逆にこの地域を安定させる。したがって日本核武装を奨励する」という論調を出しています。先日、フランスの戦略研究所の招待でヨーロッパの方々と論議してきたのですが、ヨーロッパでも同じように「日本が核兵器を持つのは当たり前じゃないか。フランスも当然ながら冷戦の最中に、ソ連の核兵器に対してアメリカが核で守ってくれるかどうか分からない、それで自分達は核保有国に至った」ということでした。イギリスはアメリカにお願いして、潜水艦を譲ってもらったり、核の技術を提供してもらったりしています。

そのような状況ですから、彼らの頭の中では、「中国も核があるし、北朝鮮は今持とうとしているのに、日本でそういう論争がないのはおかしい。なぜ日本には論争がないのか」ということが次から次へと出てきている次第です。

一方それに対して、日本では現在は全く棚上げ状態です。しかしながら日本でも1960年10月に中国が核保有した時には大々的な論議はなされています。中国の核保有に対して、その時の佐藤総理は所信表明演説で、「中国の核保有はけしからん」と言い、ライシャワー駐日大使を呼びつけて、「もし中国が核を持つようだったら自分たち日本も核を持つのは当たり前だ」ということ堂々と述べたということです。

国会論争の記録を紐解いて読んでみたのですが、日本国内「核戦略によって核武装すべきだ」もしくは、逆に「日本というのは、非核三原則で核を持たない」とか、「日本を非武装地帯にすべきだ」という百家争鳴の論議が出ています。そのような中、結局、アメリカ政府内部の極東関係省庁間グループで検討して、「日本の核武装は阻止すべきだ。日本に対しては、平和利用としてのプルトニウム等の輸出はするが、核兵器は作らせない」というような結論がだされています。それと同時に日本がNPT(核拡散防止条約)体制に入ることを奨励していくわけです。

しかし、佐藤政権はライシャワー駐日大使と裏交渉を続けていくわけですが、そこでアメリカは日本に対して「持たず・作らず・持ち込ませず」という非核三原則の姿勢を取らせる一方で、実際に核を持ち込んでいるだろうということを逆にリークします。これは中国に対する抑止を有効にするために恣意的に行ったことで、日本政府も暗黙裏に了承の上で行われたとされています。見事なまでに戦略的な解決方法であったわけです。最近になりいろいろなアメリカの文書が公開されて、日本にも核が持ち込まれ

ていたということが明らかにされているわけですが、当時はリークして日本に核が持ち込まれているというふうなことを意図的に流しながら、リアシュアランス(再保証)…日本は攻撃できないという抑止力を作り出しました。

もちろん反対運動もありましたが、日本に核があるということが分かれば、新しく核を保有した中国は、日本に対して手出しはできないという論議になったわけです。

【海外の核武装論と日本での封印された核論議】

今回は、北朝鮮が核実験をした結果いろんな論議が喧々諤々として出てきたわけです。日本国内でも核論議というのは、北朝鮮が核実験をした直後の10月16日に中川昭一政調会長がテレビに出て、核保有の論議や核問題が噴出した感があります。それに続いて麻生外務大臣が「核保有の是非というのは一つの考え方として論議するのは大事だ」という発言をされるわけです。

ただ、特徴的なのは、安部総理は論議としてはやるべきだということをおきながら、全くそれ以上、論議が深まらなかったということです。核論議すること自体、おかしいという声が社民党や共産党から出て、自民党内部でも2回、国会対策委員長が、「誤解を招きかねない発言は慎むべきだ」という発言をされて火消しに回ったりしました。もしくは、久間防衛省大臣が「議論するとかえって間違ったメッセージを与える」と否定的な論議をされたわけです。発言をすること自体おかしいということです。

先程申し上げたように、かつて日本では核論議がとても活発だったのに、なぜ今、そういう論議をしないのかということに非常に不思議な風潮がある気がします。

一方、産経など保守的なマスコミでは、「日本は核論議をどんどんせよ」という極端な論争が突出して、全くまともな論議がなされていないという状況が醸し出されたわけです。

日本の世論の傾向として、いきなり核武装論に振れてしまう可能性があります。それでは非常に危険なので、国内の専門家・有識者同士である程度調整をしておかないといけません。日本に独自の核武装論がいきなり持ち上がっては、今の6カ国協議でアメリカの立場がなくなってしまう。したがって、アメリカとしては日本に対してリアシュアランスを行う必要がある。アメリカが明白なメッセージを北に対して送れば、日本としても納得すると思われる。また、北朝鮮が核実験をした数時間後にシーファー大使が「アメリカは日本をあらゆる形で守る」ということを発言して、また10月にライス国務長官が来日した際も「アメリカはフルコミットメントで日本と韓国を守る」ということを言ったわけです。これをもって安部総理は、十分に日本の抑止力が保たれたと思ったのかもしれませんが。結局安倍総理は、ちょうどライス国務長官が来て1週間後ぐらいの10月27日、「政府や自民党の機関では、核武装論議は取り上げない。やめる」というふうなことをおっしゃったわけです。これにて、核論議は封じ込められ、現在では論議はない、ということになってしまったわけです。

しかし、これで本当に北朝鮮の核を抑止できるのか、という問題が残ります。

核武装 賛否

非常に大まかですが、このような主張が主流です。

賛成

主権国家としての自立

日本が、他国に干渉されずに主体的に国家を運営するため。

核抑止力の保有

日本が核武装することによって、主に中国、北朝鮮、またはロシアに対する核抑止力が得られるとする。

「核の傘」への疑問

日本が核攻撃を受けたとしても、実際に米国は自国が核攻撃を受ける危険を冒してまで核によって反撃しないとの予測。

中国脅威論

中国の軍事支出の伸びは 19 年連続 2 桁パーセント増で、2007 年の時点で 5 兆円超と公表されているが、米国防総省は実態はその 3 倍になると指摘している。一部の軍人、外交官が非公式に「目的のためなら核兵器の使用をためらわない」とも発言している。

外交問題 北方領土 竹島

諸外国との外交上のトラブルを解決するため、力の均衡を保つ。

北朝鮮問題

拉致、ミサイル威嚇など、様々な権利侵害の解決のための軍事的圧力。

「持たれたら、持つ」理論

世界が完全な平和といえない限り、国民の生命と財産を守るためには、他国が新兵器を持ったなら、自国も新兵器を持つべきだとする国防論。

アメリカ追隨の方針からの脱出

アメリカの被保護国から脱出し、有効で主体性を持った国際貢献ができる。

アメリカ基地への撤退要求

長年問題が起き続けている米軍基地の権利侵害の解決。

否定

NPT 体制の崩壊、核の拡散の可能性

日本の NPT 脱退は周辺国の NPT 脱退の引き金、ひいては NPT 体制が崩壊する発火点になり得る。

米国の反対

アメリカが反対したとき、日本にとって米国の貿易制裁は大打撃になる。

「核の傘は破れ傘」なのか

様々な形で紛争に介入してくるアメリカが「核の傘を提供しない」とステートメントしたとしても、それが信用できない。実際に撃つまで結果がわからないが故に、アメリカの同盟国への核攻撃はアメリカとの直接対決の覚悟が必要となる。このハードルの高さが核の傘の意義となる。

北朝鮮に核抑止が通じるのか

日本が北朝鮮の核攻撃を被弾する可能性で最も高いのは、半島戦争の巻き添え被弾である。すなわち北朝鮮が核恫喝で韓国を併合しようとして、日本に核をつきつけ、米国に半島から手を引くように迫る場合である。しかし、北朝鮮政府要人は「統一のためなら核戦争も辞さない」と言明しており、日本が核武装しても「核の撃ち合い」になるだけではないか？という疑問が残る。

(論点2)

筆者はアメリカ追随主義を批判し、日本外交のアメリカに代わるパートナー探しを模索する時期に入っていると言う。

それは中国か、EUか、インドかといった個別的な議論は置いておいて今までのようなアメリカ追随主義に対して警鐘を鳴らしている点を大きく見るべきだろう。

また、集団的自衛権の行使のための改憲がアメリカ主導(脅迫)によるもので今の憲法が「押し付け憲法」だから改憲により「自主憲法」に変えるという安部の理論は、筆者から見ると「自主憲法」がこのような形で改憲することは、戦後同様「新・押し付け憲法」になると指摘している。

A. 安倍の述べるような日米間のアメリカ片務性を解消するならば改憲を行い集団的自衛権を認めることで、安倍の指摘する日米の軍事的脅威に対してより自由な防衛活動を行うことが出来る。

例えば給油をするのも、改憲で集団的自衛権を認めていればなんら問題になることもないし、主体的判断が可能であるのなら集団的自衛権の保持と利用を峻別すれば日本にとっては有効な外交カードになるだろう。

今のままでは、アメリカは実際に血を流すことがあるのに対して日本は血を流すことがないという根本的な不平等がありこれは同じく武力行使が可能な立場になることで、同じ土俵にたつてこそ言えるのだとする。

つまり、集団的自衛権を持つことでアメリカと対等になることで主体的判断を下せるので問題ないとする見解である。

B. 一方、筆者のいうように集団的自衛権を行使することでそれを逆にアメリカ追随主義がさらに加速する可能性が高く、必要のない敵を作り日本の命を差し出すことになるのなら、今までどおり集団的自衛権は否定し、その都度立法によって対応する方がより妥当だとも考えられる。

その上で、集団的自衛権の行使を迫るアメリカに対しては、すでに双務性を持っておりもはや日本を切ることが出来ないのだから、平等な立場で集団的自衛権の行使の必要性を否定することの方がより重要ではないかとする。

また、集団的自衛権の行使よりも原発防御など「なすべき防衛」がもっとあることを指摘している。

つまり、米軍は日本人が血を流すことで成立しており、そこに対してもはやアメリカとの平等性を追って改憲を行う必要性はないし、アメリカに追随し集団的自衛権行使により共通敵を作ってしまうことで国益に反するとする見解である。

上記のA、Bを踏まえて、

アメリカ片務性の解消を訴えて集団的自衛権容認として、日米共同軍事活動をする方がより国益になる

のか

日米間の双務性の存在の主張から日本の主体的判断ではない改憲の否定 - つまり集団的自衛権は否定する現在の見解のほうが国益に叶っている

のか論じてください。

(資料)

◎ 給油活動における国際貢献に対する安保理の謝意

【ニューヨーク＝長戸雅子】国連安全保障理事会は19日午後、アフガニスタンに展開する国際治安支援部隊（ISAF）の任務を1年間延長する決議案を賛成14、棄権1（ロシア）で採択した。決議には、日本が海上阻止行動に参加する米軍主導の「不朽の自由」作戦（OEF）参加国への「謝意」が初めて盛り込まれた。

2001年の米中枢同時テロ以後のアフガニスタン情勢をめぐる決議で全会一致とならなかったのは初めて。

海上自衛隊によるインド洋上での給油活動の根拠となっているテロ対策特別措置法の延長について日本の民主党は「国連が直接認めた活動でない」と反対している。政府は民主党の理解を得るため、安保理決議に「謝意」の表現を盛り込むよう安保理各国に働き掛けていた。

しかし、ロシアは公式協議で、海上活動について「OEFに基づく活動は国連決議の枠外だ」と明言。ISAFの任期終了まで1カ月残っているのに、安保理が採決を急いだとの見方を示し、「過去のISAFの任期延長決議に盛り込まれなかったOEFに言及する理由が不明確」と棄権の理由を述べた。

中国も投票後、「こうしたやり方に懸念を表明する」と採決が急がれたことへの不快感を示した（2007.9.20 産経新聞 国連安保理、アフガン支援で日本への謝意決議を採択より）
-<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/070920/plc0709200856001-n1.htm>

◎テロ特措法によるイラク給油活動の報告(給油活動の負担額)

テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の実績

(平成20年1月31日現在
※執行額は平成19年11月末現在の概算額)

実績一覧

		派遣期間	派遣地	延べ人数	主な業務内容	主要装備	執行額(※)
海上自衛隊	派遣海上支援部隊	平成13年11月～平成19年11月	インド洋北部等	約10,900人	・各国軍艦船への補給等 ・被災民救援活動	補給艦、護衛艦等	約587億円
航空自衛隊	空輸部隊		在日米軍基地等	約2,700人	・物品の輸送	C-130H、けん銃等	約23億円

補給支援特措法に基づく補給支援活動の実績

(平成20年1月31日現在)

実績一覧

		派遣期間	派遣地	延べ人数	主な業務内容	主要装備	執行額
海上自衛隊	派遣海上支援部隊	平成20年1月～	インド洋北部等	約340人	・各国軍艦船への補給	補給艦、護衛艦	—

(注)

執行額については現在集計中

(防衛省・国際社会における自衛隊の活動状況 2008年
(<http://www.mod.go.jp/j/news/katudou/2008.html>)より抜粋)

◎アーミテージ報告書—米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて—(日本に集団的自衛権の行使を迫る)

2. 冷戦後の傾向

広範な西側同盟のパートナーとして、アメリカと日本は協力して、冷戦に勝利し、アジアに民主主義と経済的チャンスの新しい時代をもたらすために寄与した。しかしながら、この勝利を分かちあったのち、両国が真の脅威と潜在的危険に直面しているにもかかわらず、米日関係は進路を踏み迷っており、一貫性を失っている。

ソ連の封じ込めという戦略的な束縛からいったん開放されると、**米日政府はともに**、二カ国間同盟が現実にも実際の上でも、また緊急に必要としているものにも、目を向けなかった。具体的共同と明確な目標設定の代替案を見つけようと善意の努力がなされてきたが、話し合いは散漫で、**共通の目的を明確に定義することができていない**。

国際安全保障の新しい概念を試そうとする努力は断続的にしかおこなわれておらず、二カ国間の安全保障の結びつきを再定義し再活性化する上で目に見える成果はあがっていない。

(中略)

日本政府の多くが、アメリカ政府は、傲慢で、自国の処方箋がすべての国の経済、政治、社会的ニーズに当てはまるとは限らないことを認識する能力に欠けていると見ている。政府関係者とオピニオンメーカーの多くが、アメリカのやり方を、自国の商業・経済にだけ利益をもたらすことの正当化だと見ており、自己中心的なグローバル化に没頭しているかのようなアメリカに恨みをつのらせている。

明らかにアメリカの目と関心は、アジアのほかの地域に注がれてきた。もっと最近の例では、アメリカの政策立案者は、中国との二カ国関係に主要な焦点をあててきた。この関係は、1989年の天安門での民主化を求める運動以後続いている一連の危機的状況により特徴づけられている。アメリカ政府も日本政府も、1996年宣言がうちだした安全保障の課題を積極的に後追いするようなことはしていないが、これは大体において、米日の安全保障協力の再活性化にたいする中国政府の敵対的な対応を懸念しているためである。

中国政府は、この米日協力を、中国の地域外交に制約を加えようとするアメリカ政府のより広範な政策の重要な要素であるとみなしていることを、はっきりと表明してきた。これにたいしアメリカは、またそれほど強い調子ではないが日本も、中国との関係修復に努めるなかで、封じ込め戦略の概念を重要視しないという明確な意志を示している。

実際、安全保障問題に関し米日が唯一積極的におこなってきた対話は、北朝鮮を説き伏せて鎖国的状態から抜け出させたいという願望の副産物にすぎない。アメリカ、日本、韓国はすべて、緊密な協力関係や目的の統一が、北朝鮮政府に対応する上で最も効果的な戦略だという点で同意している。

4. 安全保障(日米関係は、根源的不平等を伴っていると読み取れる)

アジアにおける利害関係が非常に大きいことから、アメリカと日本は緊急に、21世紀の両国関係に関して共通の認識とアプローチを発展させる必要がある。アジアにおける紛争の可能性は、目に見える、そして「真の」米日防衛関係により劇的に低減した。日本が提供している基地の使用により、アメリカは、太平洋からペルシャ湾にいたるまでの安全保障環境に影響を与えることができている。共同防衛計画の基本である米日防衛協力指針(ガイドライン)の改定は、太平洋をまたぐこの同盟で日本が果たす役割の増強に向けた、上限ではなく、基盤とみなすべきであり、しかも、冷戦後の地域的状況の不確実性は、二カ国間の防衛計画によりダイナミックな取り組みを必要としている。

日本が集団的自衛権を禁止していることは、同盟間の協力にとって制約となっている。この禁止事項を取り払うことで、より密接で、より効果的な安全保障協力が可能になろう。これは日本国民のみが下せる決定である。

アメリカは、これまでも安全保障政策の特徴を形成する日本国内の決定を尊重してきたし、今後もそうすべきである。しかし、アメリカ政府が明確にしなくてはならないことは、日本がより大きな貢献をおこない、同盟のより対等なパートナーとなる意志をもつことを歓迎するということである。

われわれは、アメリカとイギリスのあいだの特別な関係を、米日同盟のモデルと考えている。そのためには、次のような要素が必要である。

防衛への誓約の再確認。アメリカは、日本と、尖閣諸島を含む日本の行政上の管轄下にある地域の

防衛にたいする誓約を再確認すべきである。

* 改定された米日防衛協力のためのガイドラインの誠実な実行。これには、有事立法の成立も含まれる。

* アメリカの三軍すべてと日本の全自衛隊との力強い協力。アメリカと日本は、軍事施設の共同使用を高め、演習活動の統合に向けて努力すべきであり、1981年に合意された軍隊の役割と任務の再検討と更新をおこなうべきである。両パートナー国は、旧式の訓練のやりかたの踏襲ではなく、実戦なみの訓練に時間と努力を注ぐべきである。また、国際的テロや国境を越えた犯罪活動などの新たな問題や長年にわたる潜在的脅威に対応するにあたっての相互支援のあり方、平和維持・平和構築活動における協力のあり方を定義すべきである。

* 平和維持・人道的救援活動への全面的参加。日本は、1992年に自ら課した制約を取り払い、他の平和維持活動参加諸国に負担をかけないようにする必要がある。

* 用途が広く、機動性、柔軟性、多様性に富み、生存能力の高い軍隊づくり。その調整は、どのようなものでも、たんに理論上の数に基づくものでなく、地域的安全保障上の環境を反映すべきである。こうした過程のなかで、戦力構成に加えられる変更は、協議と対話を通じた、またお互いが合意可能なものであるべきである。アメリカは、技術的变化と地域的な情勢の進展を利用して、日本列島における米軍プレゼンスを再編すべきである。われわれの能力が維持できる範囲で、日本における米軍の足あとを縮小するよう努力すべきである。これには、引き続き米軍の整理統合や、1996年の沖縄にかんする米日特別行動委員会（SACO）合意の実施などが含まれる。

* 日本がアメリカの防衛技術を優先的に利用できるようにする。防衛技術は、米日同盟全体の不可欠な構成要素とみなされなければならない。われわれは、アメリカの防衛産業を奨励して、彼らが日本企業との戦略的同盟を結ぶことで、最先端の軍事のおよび両面利用技術の双方向の流れを促進すべきである。

* 米日のミサイル防衛協力の範囲の拡大。

こうしてわれわれが日本により大きな役割を提唱することにより、両国で健全な議論がおこなわれるであろう。そうした議論がすすむなか、アメリカ政府関係者と議員は、日本の政策がアメリカの政策に必ずしもすべての側面で一致するわけではないことを認識せざるを得なくなるだろう。いまや、責任分担を権力の分担に発展させる時期が来ており、これはつまり、アメリカの次期政権は、この権力分担の実現に必要な時間を相当費やさねばならないことを意味している。

8. 外交

伝統的に、アメリカは、日本がより大きな国際的役割を果たすことを激励してきた。見逃されてきた現実には、特に人道的努力やその他従来日本が参加してこなかった安全保障の分野において、多くはアメリカとの協力のもとに、日本がその激励に応じてきたことである。日本は、世界銀行、国際通貨基金、国連、アジア開発銀行で最大あるいは2番目に多い拠出金を負担しており、すべての主要な多国間機関においても最大の寄与をおこなっている。現行の協力を維持し、新たな二国間の努力に門戸を開くことについて、アメリカと日本国内で、国民の支持を育て上げることは急務である。

外交努力において不意打ちはあってはならない。日本はよく、アメリカ政府との協調抜きにアイデアを

発展させることがあった。アジア通貨基金などが その例である。アメリカには、自国の外交政策に日本を引き込むのが遅すぎたということがあまりに多かった。後知恵による政策立案が両国関係を特徴づけたことにより、両国とも被害をこうむった。外交政策における日本の協力を「小切手外交(資金供出のみの外交)」とみなすような見方を、アメリカは捨てるべき時 である。日本は、国際的リーダーシップの発揮には、これまでの資金供出国としての役割を越えて、リスクを冒す必要性も含まれることを認識せねばならない。

□つまり、日本は冷戦のもとでの日米関係のように「日米運命共同体」路線を貫き、集団的自衛権の行使を認めた上で「不意打ち」を行わない - つまりアメリカの意思通りの行動を行うよう公然と求めてきたわけである。

(アーミテージ報告書全文は、<http://www.hyogo-kokyoso.com/infobox/messages/155.shtml> で確認可能)

◎ 世界の中の日本の軍事力(外務省統計 2002 年頃のデータ)

国名	軍事費予算	GDP (億ドル)	GDP 比 (%)	兵力	軍隊	国家予算
日本	5兆円=450億ドル 海保など含む	36510	1.2	23.5万人	志願	80兆円=7200億ドル
ネパール	135億ルピー(200億円)	373.2	0.5	5.5万人	志願	550億ルピー
ブータン	9.3百万ドル(10億円)	27	0.3	小規模	志願	
北朝鮮	発表14億ドル(45~50億ドル)	222.6	22.5	120万人	徴兵	
インドネシア	12兆7500ルピア(15億ドル)	7142	2.1	30万人	志・徴	国家予算の3.7%
マレーシア	20億ドル	1984	1.0	10万人	志願	
ベトナム	10億ドル	1838	0.5	48万人	徴兵	
モンゴル	181億トグログ(1700万ドル)	50.6		9千人	徴兵	
ラオス	2000万ドル	104	0.2	3万人	徴兵	
パキスタン	1500億ルピー(25億ドル)	2953	0.8	61万人	志願	
バングラデシュ	339億タカ(5.5億ドル)	2382	2.3	14万人	志願	
韓国	141億ドル	9415	1.5	68.6万人	徴兵	
中国	約2.8兆円(外務省233億ドル)	59890	0.4	227万人	徴・志	146億ドル(中国大使館の資料)
台湾	77.3億ドル(2006)	4060		29万人	徴兵	
インド	156億ドル	26640	0.6	130万人	志願	
カナダ	130億カナドル	9341		6.7万人	志願	
アメリカ	3,929 億ドル	104500	3.8	141.2万人	志願	約245兆円=2兆2950億ドル
イスラエル	約7兆500億円	1174	6.3	17.25万人	徴兵	
イギリス	238億ポンド(4兆6千億円)	15280	3.0	24.7万人	志願	立憲君主制
フランス	約285億ユーロ(3兆4700億円)	15580	2.2	28.6万人	志願	
オランダ	53億ドル	4378	1.2	5万人	志願	
ベルギー	21億ドル	2997	0.7	4万人		
ドイツ	242.3億ユーロ(2兆9500億円)	21600	1.4	28万人	徴兵	
イタリア	210億ドル(2兆3千億円)	14550	1.4	32.5万人	志・徴	

(GDPはWikipedia 2002年 GDPは若干の誤差があるが、国別相対的比較はほぼ合っている。と注釈あり) (<http://asahisakura.hp.infoseek.co.jp/sekainogungiryoku.htm>より引用-ホームページ自体は護憲派の解説HPであるが、報告自体は外務省統計のものであるので引用しました。)

日本の軍事力を実証することはできないが、軍事予算を見ると他を圧倒していることが一目瞭然である。

また、軍事予算を背景に、一台約3,000万ドルもするF-15と呼ばれる高機能戦闘機を203台も購入しているし、同様に非常に高額な空母の購入なども含めると、単純に量的比較をすると中国には遠く及ばないがGDP比においてアジアにおける最大戦力保持国のひとつといえる。

-----比較検討の材料に-----

※ 日本はこれを通じて86年以降から現在に至るまで新型戦車614台、護衛艦27隻、アパッチヘリコプター43機を確保して実践的に配置している。米国の5世代戦闘機F22ラプターを除けば世界最高水準の戦闘能力を揃えたF-15戦闘機も109機確保した。北朝鮮の攻撃を念頭に置いた弾道ミサイル迎撃用パトリオットミサイルも5セットを確保し、東京都心で実戦配置の訓練をしている。性能を改良したイージス艦に海上発射型ミサイル防衛システムを装着することにも成功した。この装備は来年1月、実践配置される。米議会が技術流出を懸念し、販売を拒否しているF-22に関しては継続的に購入を試み、独自の技術を用いて従来の戦闘機にステルス機能を補強する案を推進することにした。(中央日報 2008.01.08 より)

◎ 防衛省の集団的自衛権と給油法

Q&A 武力行使との一体化

Q: 武力行使との一体化とは何ですか？

A: 武力行使との一体化論とは、自らは直接武力の行使をしないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性などから、わが国も武力の行使をしたとの法的評価を受けることがあり得るという考え方です。政府は、わが国が直接攻撃を受けていないにもかかわらず、そのような他国の武力の行使と一体化する活動を行うことは、憲法上許されないと解しています。

この武力行使の一体化論について、1999(平成11)年1月22日に小淵総理(当時)は参議院本会議において、「一体化するかどうかは、活動の具体的内容の事情を総合的に勘案いたしまして、事態に即して個々具体的に判断すべきものであると考えております。」と答弁しています。また、内閣法制局長官も、97(同9)年2月13日に衆議院予算委員会において、「他国による武力の行使と一体をなす行為であるかどうか、その判断につきましては大体四つぐらいの考慮事項を述べてきているわけございまして、(中略)、要するに、戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動が

なされる場所と の地理的關係、当該行動等の具体的内容、他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘 案して、個々の判断さるべきものである、そういう見解をとっております。」と答弁しています。

例えば、わが国がテロ対策特措法で米国などに対して行う補給などの支援活動について、米軍などの武力の行使と一体化しており、憲法に違反するのではない かの批判があります。わが国がテロ対策特措法に基づいて米軍などに対して行っている支援活動は、それ自体は武力の行使に該当しない補給や輸送などの協力を、戦闘行為が行われている地域と一線を画する場所で行うものです。支援活動の持つこのような性格・内容を考慮すれば、わが国が行う支援活動は、米軍などの武力行使と一体化することはありません。

(防衛白書 2003年コラム第2章

-http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2003/2003/html/1521c100.html)

◎ 「共通の敵」理論の好例

以上を要約すると、国際金融資本主導で建国されたイスラエルが、存在価値を失い、切られようとしたところ、そういう事態を避けようとして、イスラエル右派（ネオコン）は911以降アメリカを中東に関与させることに成功した。さらに、過去の中東戦争と異なっているのは、反イランのイラクが潰されたことにより、アラブ諸国とイスラム革命を起こし、周辺に君主国から警戒されていたシーア派のイランの協力關係が達成され、「イスラエル包囲網」が敷かれていることだ。

イランは北朝鮮の友好国で、緊密な軍事協力を行っている。軍事専門家の間で、イランのミサイル「シャハブ3」が北朝鮮の「ノドン」の複製品であることは公然の秘密だ。ヒズボラの兵器はイランからもたらされた中国製だということでも分かるように、背後には中国がいる。

昨年10月26日、イランのアフマディネジャド大統領は「イスラエルは地図上から抹消されなければならない」と発言した。イスラエルとしては、イランまでを潰してしまわないとイスラエルの安全は保障できないため、核戦争の脅威は逆に高まっているといえる。

このように、中東は、核戦争の瀬戸際であるが、日本ではそのような認識はされていない。日本政府は過去の中東戦争において、エネルギー政策の観点から、常にアラブよりの立場をとってきた。

イランと日本における貿易高は97億ドルにまで達しており、イランにとって日本は主な貿易相手国となっている。日本に輸出している主なものとしては、原油が挙げられる。2004年、イランから640,000バレルの原油が日本に輸出された。これは日本が必要とする原油の、実に15パーセントを占めている。イランと日本の利害關係は実は、非常に強い。理由はイランの「アザデカン油田」。詳しい埋蔵量は不明だが、おそらくガワール油田を越えて、世界最大の埋蔵量があるのではないかとされている。ここの独占的開発・管理権をイラン政府から与えられているのが、日本。中国やアメリカとの激しい争奪の結果日本が勝ち取ったもの。日本が開発から独占的に支配する初めての「日の丸油田」で、ここが稼動しだすと、ここだけで日本の年間石油消費量の6%がまかなえる。

国連で、日本が制裁に参加すれば、イラン政府は日本の独占権を白紙に戻す、と言ってきている。白紙に戻されれば、一番喜ぶのは中国。「世界最大の油田を捨てて、アメリカに従う」か、「対米関係を冷却させてでも油田を確保する」か。まさに究極の選択だ。この板ばさみの中で割れてるのが今の日本政府。前者の 選択をしたい小泉(首相官邸)と、どちらかと言えば後者の選択をしたい外務・経産省・国際協力銀行など。

結論からいうと、かつての IJPC 同様に、利権を放棄し、負債は納税者がかぶるということだろう。国際情勢に無知でナイーブな日本人に、中東は手に負えない。おとなしく、メジャーから買えということだろう。アザデガン油田の開発を中止しても、中国が後を襲うだけで、イランには何の痛手にもならない。既に 中国は、イランで具体的な動きを始めている。

(世界史に見られるランドパワーとシーパワーの戦略 VOL113 江田島孔明-HP もあり

<http://npslq9-web.hp.infoseek.co.jp/sls113.html>)